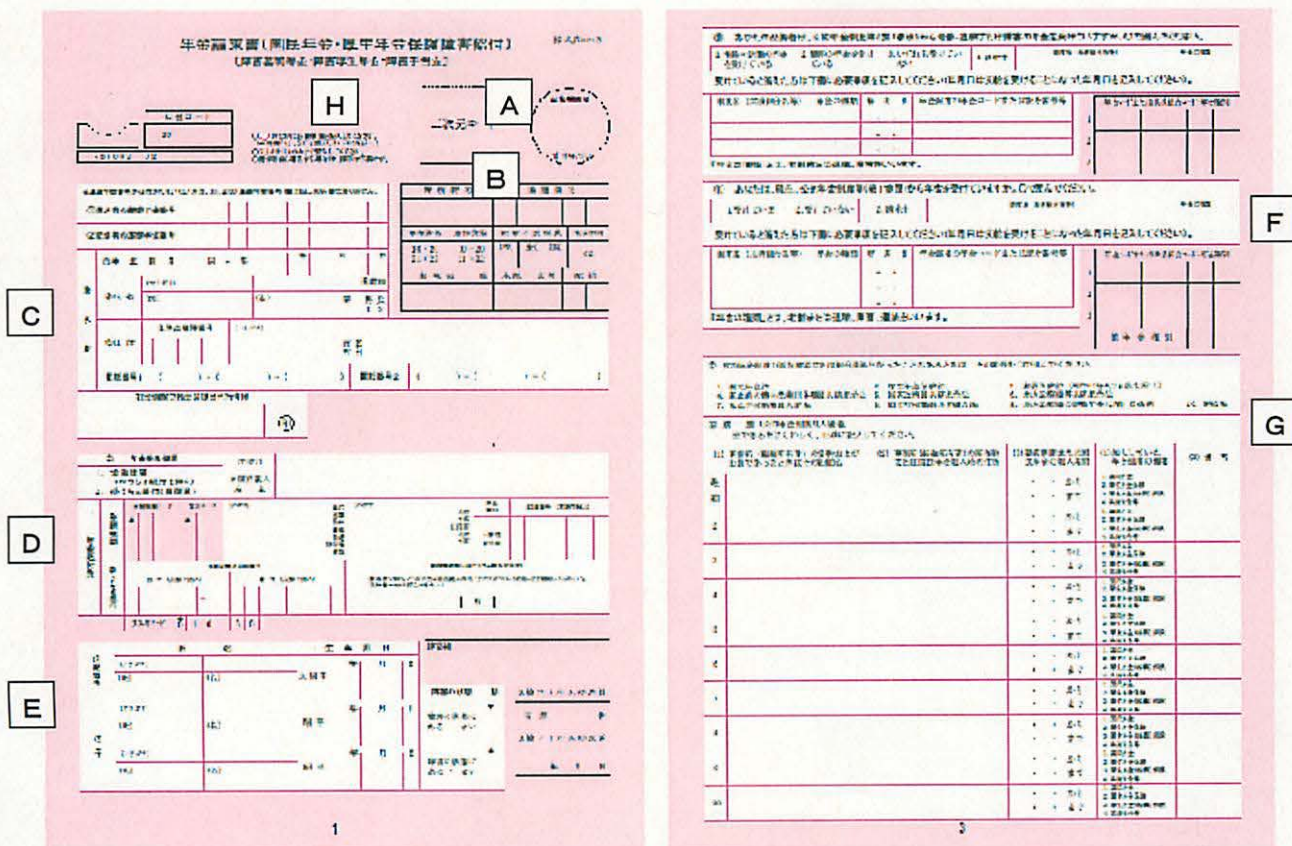


# 『年金請求』編

## 1. 年金請求書の受付・点検



### A : 「受付年月日」欄

- ・ 受付年月日は、“事後重症請求”のときは受給権発生年月日になり、“障害認定日請求”のときは時効起算日になりますので鮮明に押印してください。
- ・ 国民年金障害給付年金請求として受け付けたものを初診日等が変更されたことにより厚生年金保険障害給付年金請求として日本年金機構本部に進達するときは、国民年金の年金請求書を添付し、国民年金の年金請求書に押印してある一番古い受付年月日と同じ年月日を厚生年金保険の年金請求書に押印してください。

(注) 受付から進達まで3週間以上の日数を要した年金請求書を日本年金機構本部に送付するときは、処理経過が分かるよう経過メモ等の添付をお願いします。

### B : 「課所符号」「進達番号」欄

- ・ 課所符号及び進達番号は、年金請求書を管理するために必要なものです。照会の対応などはこれに基づいて行っていますので、記入漏れや進達番号の重複抽出、課所符号の省略のないようにしてください。
- ※ 進達番号は5桁であり、1桁目は和暦年の下1桁、2桁目は「9」、残りの3桁は年金事務所におけるその年の進達の連番となります。

### C : 「⑥住所」欄

- ・ 都道府県名の記入は必要ありませんが、特別区（東京 23 区）は区から、町村のときは「郡」から、それ以外は「市」から、記入することになっています。町村や区（特別区を除く）から記入されていることがありますので、郡や市から記入するように受付時に指導してください。

また、団地名、マンション名などの記入漏れがないか確認してください。

- ・ 住所にフリガナが記載されていないケースがよく見受けられます。進達前に点検し、記入されていない場合又は通称名が記載されている場合は、補正してください。
  - ・ 決定通知書を年金請求者以外の者への送付を希望される場合は、「委任状」を添付してください。
- ※ 記載された住所と住民票上の住所が異なる場合等、住民票コードの収録処理ができないことがあります。決定後、住民票コードの収録状況を確認の上、未収録の場合は年金事務所にて適宜対応願います。

### D : 「⑦年金受取機関」欄

- ・ 金融機関コード・支店コード・預金通帳の口座番号が正確に記入されていないと振込不能となります。誤読のない文字で正確に記入されているか確認してください。
  - ・ 「預金通帳の口座番号」欄に、支店番号（店番）及びハイフンが記載されていると振込不能となる事例がありますので、支店番号及びハイフンは記載しないようにしてください。
  - ・ ゆうちょ銀行（郵便局）を希望された場合、「貯金通帳の口座番号」が正確に記入されているか、また、ゆうちょ銀行（郵便局）の証明印が漏れていないか確認してください。
- ※ 「金融機関名（金融機関コード）、支店名（支店コード）、口座番号、口座名義人」については、指示・依頼【給付指 2011-287】に基づき確認願います。

### E : 「⑧配偶者」「⑨子」欄

- ・ フリガナならびに障害の状態の有無について、記入漏れがないか確認してください。
- ※ H23.4以降の加算の扱いについては、情報提供【給付情 2011-40】、指示・依頼【給付指 2011-88・給付指 2011-147】に基づき整備願います。

### F : 「⑩欄 公的年金制度等から年金を受けているか

- ・ 今請求とは別に公的年金を受給中（停止中含）・請求中（同時請求含）の場合には必ず記入ください、また障害基礎年金の場合は予めその決定時や障害状態確認届・額改定請求書提出時の資料を添付ください。
- また、保管無き場合はその旨を記載ください。

### G : 「⑬履歴」欄

- ・ 事業所名、所在地及び勤務（加入）期間について、請求者本人に記入させてください。あるいは被保険者記録画面等の貼付とする場合は、請求者の署名捺印をお願いします。

### H : 同時請求

- ・ 障害厚生年金と同時請求している年金がある場合には、請求書名の下に「〇〇年金同時請求」と朱書してください。同時請求している年金が障害基礎年金の場合は、審査終了後、決定（入力）前に機構本部障害年金業務部障害年金第2グループまでご連絡ください。